（略）	（略）
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）	第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二第一項及び第百十条の四第一項において準用する場合を含む。）、第百四条の二（第百八条の二第一項及び第百十条の四第一項において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六
動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第十九号）	第六条第二項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一号（第十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三号、第十七条第三項並びに第十九条第一号及び第三号
（略）	（略）
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）	（略）
動物用医療機器及び動物用体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令（平成二十六年農林水産省令第五十九号）	第三条第四項
（削る。）	（削る。）
（略）	（略）

（略）	（略）
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）	第七十条第二項、第七十四条第二項、第八十四条第一号及び第二号、第八十七条、第九十一条の五十六第二項、第九十一条の六十三第二項、第九十一条の七十二第一号及び第二号、第九十一条の七十五、第九十一条の百三十三第二項、第九十一条の百三十九第二項、第九十一条の百四十七第一号及び第二号、第九十一条の百五十、第百四条第一項及び第三項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百四条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百八条の二及び第百十条の四において準用する場合を含む。）、第百二十二条第一項及び第三項（これらの規定を第百三十四条において準用する場合を含む。）、第百二十九条第二項及び第三項、第百四十七条第三項第二号及び第四項第三号、第百五十条の十四第一項及び第三項並びに第百五十条の十六
動物用医薬品、動物用医薬部外品及び動物用再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第十九号）	第六条第二項（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一号及び第三号（第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第三項並びに第十九条第一号及び第三号
（略）	（略）
動物用医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成十七年農林水産省令第三十四号）	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令（平成二十六年農林水産省令第六十二号）	第十四条第二号及び第十五条第三号
（略）	（略）